

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係
TEL728-2111

不当な取引行為を行っている事業者の公表について

下記の事業者は札幌市消費生活条例（以下「条例」という。）第 22 条で禁止されている不当な取引行為を行っていたので、条例第 32 条第 1 項の規定により、当該行為については是正するよう勧告をしましたが、勧告に従わなかったため、条例第 34 条の規定により公表いたします。

1 事業者の概要

- (1) 事業者名：株式会社 七福堂
- (2) 代表者名：浅倉 隆史
- (3) 所在地：東京都豊島区南池袋 2 丁目 8 番 17 号
- (4) 電話番号：03-5937-1165
- (5) 資本金：1,000 円
- (6) 設立：平成 25 年 1 月 9 日
- (7) 取引形態：電話勧誘販売
- (8) 取扱商品：健康食品「天然小町」

2 取引の概要

当該社は、実際に商品の申込みを行っていない札幌市内の消費者に対し「以前、注文を受けた健康食品を送る」などと電話をかけ、消費者が注文していないと断ると「注文時に申込者用に健康食品を作ったためキャンセルは困る」「送った健康食品を受け取れば、中にクーリング・オフ記載の書面が入っているので、サインして書面を送れば良い」などと再勧誘するなどして代金引換配達で購入させようとした。

3 是正勧告の対象となった不当な取引行為

契約当事者	不当な取引行為	条例抵触条項
80 歳代女性 (25 年 9 月)	当該社は、消費者宅に「約 1 か月前に注文を受けた健康食品を送る」と架電し、電話勧誘販売に先立ち、健康食品の売買契約締結が勧誘の目的であることを告げずに契約を締結しようとする行為を行っていた。	条例第 22 条第 1 項第 1 号ア (販売目的の隠匿と勧誘に先立った氏名等明示義務違反)
80 歳代女性 (25 年 8 月)	当該社は、以前、配偶者が健康食品を注文したとして消費者宅に架電し、消費者が覚えがないと断り、受け取り拒否をしたところ、後日「なぜ受け取り拒否をしたのだ」と再勧誘し、契約を締結しようとする行為を行っていた。	条例第 22 条第 1 項第 3 号 (勧誘を望まない又は契約を拒絶したにもかかわらず勧誘)

4 当該事業者に関する相談の状況（平成 26 年 6 月 23 日現在）

- (1) 当該事業者に関する相談：6件（平成25年7月1件、8月2件、9月3件）（その他匿名による相談：9月1件）
- (2) 契約者当事者の年代：60歳代1件、80歳代5件
- (3) 契約者当事者の性別：女性6件

5 札幌市消費者センターからのアドバイス

- (1) 申し込んだ覚えがなければ、きっぱり断ること。
- (2) 断ったにもかかわらず、一方的に商品が送りつけられたら、受け取りを拒否すること。
- (3) 電話勧誘で断りきれず、購入してしまった場合には、法定契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- (4) クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、勧誘方法等に問題があれば解約できるケースもあるので、諦めずに消費者センターへ相談すること。
- (5) 不審に思うことがあれば、まずは消費者センターへ相談すること。

6 札幌市消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は011-728-2121**です。
受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。
ただし、面接相談は午後4時30分までとなっています。